

お知らせ

発注者指定方式による余裕期間制度活用の試行について

愛知中部水道企業団（以下、「企業団」という。）では、工事の発注時期の平準化、並びに請負者の円滑な施工体制の確保を図る目的で、余裕期間制度を活用して工事を発注します。

1. 制度の概要（発注者指定方式）

余裕期間とは、契約締結の翌日（契約書上の工期の開始日）から実工期の始期の前日までの期間で、請負者が工事の施工体制を整備するための期間をいいます。

発注者は、120日（土・日・祝日を含む）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、全体工期のなかで企業団が定めた工事開始日を、特記仕様書に明記します。

2. 対象工事

余裕期間制度の対象とする工事は、次の各号をすべて満たす工事とします。

- （１）企業団の単独事業であること。
- （２）余裕期間を設定した場合に、発注に係る年度内（債務負担行為が設定済みの場合には、債務負担行為に係る期間内）に工期を確保できる工事であること。

3. 余裕期間制度の要領

【余裕期間制度の明示】

余裕期間を設定する工事の設計書には、「余裕期間に関する特記仕様書（発注者指定方式）」を添付します。また、契約書には、「特に定めた事項」を添付します。

特記仕様書に明示する内容については、全体工期、余裕期間、実工期及び工事開始日を記載します。この場合、工事の終期を具体的な日付で指定し、期間を日数では表示しません。

【発注者指定の取扱い】

発注者指定方式を設定した工事は、企業団が工事開始日を指定しているため、工事開始日までが余裕期間となります。

【技術者等の取扱い】

余裕期間については、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しません。

現場代理人、主任技術者又は監理技術者の通知について、愛知中部水道企業団工事契約約款第11条1項中「契約締結の日から5日以内」を「工事開始日から5日以内」と読み替えます。

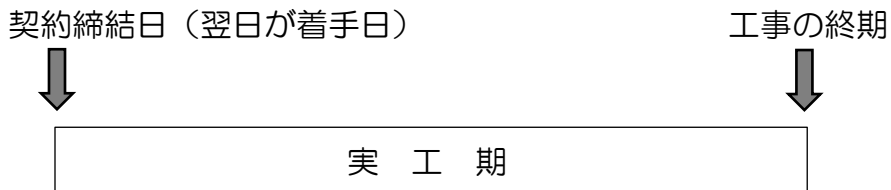
【ゼロ債務負担行為の工事の取扱い】

企業団が発注・契約する工事のうち、初年度は契約のみとし工事着手を翌年度とすることで、契約初年度の支出を０円とする債務負担を設定している工事（以下、『ゼロ債務負担工事』という。）について、次の各号とおり定めます。

- （１）ゼロ債務負担工事で余裕期間を設定して発注する発注者指定方式を採用し、工事開始日は契約翌年度４月１日とします。
- （２）前払金、部分払の請求方法については、契約書に、「特に定めた事項」、「特に定めた契約条件」を添付します。

余裕期間設定工事のイメージ

【通常工事の場合】



【余裕期間設定工事（発注者指定方式）の場合】

全体工期内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

